

# 省エネ家電に買い替える方に

## 補助金を交付いたします

市では、省エネ家電製品の普及促進を図るとともに、温室効果ガスの排出抑制によるゼロカーボンシティ実現のため、省エネ家電製品へ買い替える方に対し、補助金を交付します。

### [補助金の交付対象者となる人] ※以下に掲げる全ての項目に該当する人

- 本市に住所を有している個人
  - 本市にある自らが居住する住宅の既存家電製品を同種類の家電に買い替えた人
  - 市税等を滞納していない人
  - 本補助事業について、本市の他の補助金交付を受けていない人
  - 今年度この補助金を受けていない人
- (同一世帯の人が、既にこの補助金を受けている場合は補助対象外となります)

### [補助対象事業]

#### 補助対象製品

市内の店舗で購入した新品であり、経済産業省が定める環境性能多段階評価が  
**新基準で★4以上**のエアコン、電気冷蔵庫

※申請者が居住している市内の住宅に設置するものが対象となります。

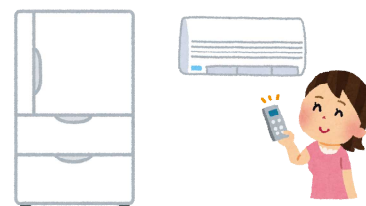
※旧基準ではなく、新基準の数値をご確認ください。

※インターネットや個人売買で購入したものは対象外です。

#### 補助対象経費

家電本体の購入価格(本体価格、設置工事費、消費税、ポイント等による値引き分の合計)が、以下に掲げる区分に応じた額を補助額とする。

- |                         |     |
|-------------------------|-----|
| ①補助対象経費が15万円以上の場合       | 3万円 |
| ②補助対象経費が10万円以上15万円未満の場合 | 2万円 |
| ③補助対象経費が5万円以上10万円未満の場合  | 1万円 |



### [事業実施期間]

対象となる購入日：令和6年4月1日(月)から**9月30日(月)まで**

交付申請書兼実績報告書の提出期間：令和6年4月1日(月)から**10月21日(月)まで**

※ただし、上記期間内であっても**予算上限に達し次第、受付を終了**します。



## [補助金の交付にかかる提出書類]

[提出先] 生活環境課（市役所1階6番窓口）

- [注意点]
- ・家電の買い替えが完了した後に、申請書兼実績報告書を提出していただき、その後補助金の交付を行います。
  - ・提出書類を確認後、申請者に対して補助金交付決定通知書を送付します。

### 交付申請書兼実績報告書

提出書類	○補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）	必要事項を記入し以下の書類を添付の上、提出してください。 <u>※申請書兼実績報告書は裏面にも記載事項があります。</u>
	○対象製品を購入した際の領収書等の写し	領収書の宛名は申請者宛のものとなります。 <u>※領収書に本体価格や設置工事費等の内訳金額が記載されていない場合は、領収書に加えて内訳金額が分かる書類も添付してください。</u>
	○対象製品の形状、規格、構造等が確認できる書類	カタログや仕様書の写しを添付してください。 <u>※カタログや取扱説明書は、表紙のみではなく、左記のとおり製品の内容が確認できる箇所を添付してください。</u>
	○メーカーが作成した対象製品の保証書の写し	レシートに印字されたものは、その写しも一緒に添付してください。
	○買い替え前の家電の特定家庭用機器廃棄物管理票(家電リサイクル券)の写し	
	○買い替え後の対象製品の設置状況が確認できる写真	設置されている部屋の状況も確認できる写真または印刷したものを添付してください。
	○納税証明書	令和5年1月1日時点で東根市に住所があれば不要
	○その他市長が認める書類	

Q1. エアコン、冷蔵庫を同時に買い替えた場合、両方とも補助対象となりますか。

A1. 補助対象となるのは、どちらか1製品のみです。

Q2. Yさんが冷蔵庫を買い替え、補助を受けた後日、同一世帯のZさんがエアコンを買い替えた場合は、補助対象になりますか。

A2. 補助対象外です。補助対象となるのは、同一世帯で1製品のみです。このケースでは、同一世帯のYさんが既に補助を受けているため、その後に買い替えたZさんの分は補助対象外となります。

Q3. 令和6年3月31日以前に古い家電を廃棄し、その後、事業実施期間内に新しい家電を購入した場合は補助対象になりますか。

A3. 補助対象外です。古い家電の廃棄と新しい家電の購入を事業実施期間内に行った場合に補助対象となります。

Q4. 「エアコン⇒冷蔵庫」のような、違う種類への買い替えは補助対象になりますか。

A4. 補助対象外です。「冷蔵庫⇒冷蔵庫」のように、同一種類への買い替えが補助対象となります。

Q5. 新しい家電を購入した後に、古い家電の廃棄を行う場合は、補助対象になりますか。

A5. 事業実施期間内に、新しい家電の購入と古い家電の廃棄が行われていれば対象となります。ただし、申請書兼実績報告書の提出を古い家電の廃棄が終わってから行う必要があります。

[お問い合わせ]

東根市役所市民生活部生活環境課生活環境係  
TEL:0237-42-1111（内線2175）